

廃棄物の分別方法（職員・院生等排出者用、金沢大学における廃棄物の管理に関する細則〔細則第 1310 号〕第 5 条関係）

平成 24 年 7 月 24 日 環境委員会 承認
 平成 26 年 10 月 29 日 施設・環境委員会 承認
 令和 2 年 3 月 31 日 施設環境企画会議 承認

I 可燃ごみと燃やさないごみ（埋立ごみ）及び再資源化廃棄物

各自で分類注意事項を守り分別して貯留し、溜まったら指定のルールにより指定日に指定された集積場へ持ち込む。
 指定されたごみ箱以外にごみを捨てると、不法投棄として罰せられます。また、清潔なごみ集積場の維持に努めましょう。
 大学で処理する廃棄物は大学における活動において発生したもののみであり、家庭等からごみ類及びごみ類になるものの持ち込みはしてはならない。

A：定期回収をしている可燃ごみと燃やさないごみ（埋立ごみ）

分 類	内 容 物	注 意 事 項	排出ごみ箱
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、布くず、シール台紙、裏カーボン紙、写真、窓付き封筒等	紙くず、布くずは化学物質等が付着していないこと	可燃物用ごみ箱へ
燃やさないごみ（埋立ごみ）	コップ・板ガラス等、ゴム製品、かさ、電球・点灯管、小型家電製品、革製品、容器包装プラ以外のプラ製品等	実験で使用した品は除く 再資源化ごみ、燃やすごみ、粗大ごみ以外のもの	燃やさないごみ（埋立ごみ）箱へ
	スプレー糊などのスプレー缶類の空き缶	スプレー缶は使いきり、屋外で穴をあける	穴をあけ、燃やさないごみとして扱う
	使用済ライター類	ライター類はガスを使い切る	燃やさないごみとして扱う

B：定期回収している再資源化廃棄物（古紙以外は産業廃棄物として扱う）

分 類	内 容 物	注 意 事 項	排出ごみ箱
容器包装プラ	カップめん等の容器、ポリ袋、プラスチック容器、ラップ類、チューブ類、ボトル類、ラベル類等	実験で使用した品は除く リサイクルマーク等で確認 カップめん等残り汁は生協等にある指定の容器へ 汚れはひと洗い又はティッシュ等でひと拭き（ティッシュは可燃ごみへ）	プラごみ箱へ
飲食用空瓶	飲食物の入っていたビン	キャップは外す ひと洗い	空きびん用ごみ入れへ 金属キャップは空缶用ごみ入れへ プラキャップはプラごみ箱へ

飲食用空缶	飲食物の入っていた缶	リサイクルマーク等で確認 ひと洗い	空缶用ごみ入れへ
飲料用ペットボトル	飲料の入っていたペットボトル	リサイクルマーク等で確認 キャップは外す ひと洗い	ペットボトル用ごみ入れへ 金属キャップは空缶用ごみ入れへ プラキャップはプラごみ箱へ
オフィス紙	コピー用紙, コンピュータ用紙, メモ用紙, ノンカーボン用紙など		地区指定の集積場へ
ダンボール	ダンボール	折りたたむ	地区指定の集積場へ
新聞	新聞, 折込チラシ可		地区指定の集積場へ
雑誌	書籍, 雑誌, わら半紙, 厚紙, お菓子の空 箱, 包装紙, 封筒, 色紙, パンフレットな ど	ビニールや布の表紙, 封筒の窓など紙以外のものが付 いている場合は外す	地区指定の集積場へ
牛乳パック		中身を洗って開く	地区指定の集積場へ

C : 定期回収しない一般廃棄物

分 類	内 容 物	注 意 事 項	排出ごみ箱
機密書類等	機密を要する書類, カード等		発生ごとに地区事務を通し, 施設部 施設企画課施設運営係に連絡
廃乾電池類	マンガン乾電池, アルカリ電池, ボタン電 池など	充電のできる電池 (2次電池) 及びリチウム電池は別 にする	地区指定の集積場へ
プリンター用インク・トナー カートリッジ	プリンター用インクカートリッジ, トナー カートリッジ		購入業者に回収を依頼しリサイクル する
美術工芸系廃棄物		化学物質の管理と廃棄物の処理に関する手引書参照	
草木			発生ごとに地区事務を通し, 施設部 施設企画課施設運営係に連絡

D : 定期回収しない再資源化廃棄物 (産業廃棄物)

分 類	内 容 物	注 意 事 項	排出ごみ箱
蛍光灯			地区指定の集積場へ
2次電池		排出者が確認できるものを添付すること	地区指定の集積場へ
リチウム乾電池			地区指定の集積場へ
家電リサイクル製品	エアコン, テレビ, 冷蔵庫, 冷凍庫, 洗濯 機, 衣類乾燥機	家電リサイクルにかかる必要経費 (リサイクル料等) は排出者又は地区の負担とする	産業廃棄物の委託に関する手順参照
廃家電類			産業廃棄物の委託に関する手順参照

フロンガス含有製品			産業廃棄物の委託に関する手順参照
廃 OA 機器 (ハードディスク)	コンピューターなど	ハードディスクの処置は排出者において行う (漏洩の防止)	産業廃棄物の委託に関する手順参照
機器, オフィス家具等		有害物が内臓, 付着等していないこと	産業廃棄物の委託に関する手順参照
実験機器類	測定機器, 検査機器, 機械類など	排出者及び排出物が確認できるものを添付すること 有害物が内臓, 付着等していないこと	産業廃棄物の委託に関する手順参照
大型埋立ごみ (粗大ごみ)			産業廃棄物の委託に関する手順参照
木くず			産業廃棄物の委託に関する手順参照

E : 排水

分 類	内 容 物	注 意 事 項	排出ごみ箱
生活系排水 (下水道排水)	手の洗浄 食器等の洗浄 トイレ	洗剤等は少なめに 食べ物の固形の食べ残し等は別途ためて, 燃えるごみとする 食べ残し物の内, 油分を含むものは紙等に吸わせ燃えるごみとする等の措置をする	手洗い場 リフレッシュルーム等の流し 食堂 トイレ
実験系排水 (下水道排水)	実験器具の洗浄	原則として 3 次洗浄水までは廃液として回収する 生活系排水 (特に食べ残しの液体等) は流さない	実験室の流し
雨水系への排水 (河川放流)	雨水, 融雪水, 湧水	生活系・実験系の排水は流さない	屋外の流し, 側溝
畜舎・動物舎などの排水		化学物質の管理と廃棄物の処理に関する手引書参照	

II 産業廃棄物

産業廃棄物の廃棄物責任者は原則として排出者又はその代表者とする。

廃棄物の内容物、組成、量等を排出先に知らせる義務がある。

産業廃棄物は原則として地区事務を通して依頼・回収する。

薬品等の扱いは化学物質の管理と廃棄物の処理に関する細則による。

その他産業廃棄物の委託に関しては、環境保全センター発行の「化学物質の管理と廃棄物の処理に関する手引書参照廃棄物の処理に関する手引書」p41～も参照下さい。

F：定期回収産業廃棄物

分類	内容物	注意事項	排出ごみ箱
実験系ガラス（有害でないもの）	ビーカー、フラスコ、薬品ビン等	有害物が付着しているもの、有色の液体を含む残留物があるものは洗浄すること、又はG：定期回収しない産業廃棄物とする 有色物の薬品などがごみに残っているものは感染性廃棄物専用容器に入れること 排出者、排出物が確認できるものを添付すること	指定集積場へ
実験系廃プラ（有害でないもの）	ディスプレイザブルプラスチック製品等	有害物が付着しているもの、有色の液体を含む残留物があるものは洗浄すること、又はG：定期回収しない産業廃棄物とする 有色物の薬品などがごみに残っているものは感染性廃棄物専用容器に入れること オートクレーブをかけたものは培地類（非感染性）とする 排出者、排出物が確認できるものを添付すること	指定集積場へ
実験系金属（有害でないもの）	金属スパークテル、薬品容器（1斗缶）等	有害物が付着しているものは洗浄すること、又はG：定期回収しない産業廃棄物とする 排出者、排出物が確認できるものを添付すること	指定集積場へ
発泡スチロール	梱包等に使用してあった発泡スチロール	他のものと区別する	指定集積場へ
感染性廃棄物	感染性物質又はその恐れのある物質	感染性廃棄物専用容器に密閉すること 法令等及び学内基準に従って、取り扱う人への感染の恐れがあることを自覚し、充分注意して取り扱う 感染性廃棄物及びその恐れのあるものは全て感染性廃棄物として取り扱う 取り扱う人等は感染性に対する知識が充分でないことも理解しておく	指定された集積場

実験動物（残さ）	実験に使用した動物等の死体等	感染性廃棄物専用容器に密閉すること 感染性廃棄物と同様に扱う ただし、明らかに非感染性のものについては、別途、協議する	指定された集積場
培地類（非感染性）	非感染性培地類等が付着しているシャーレ等を含む	滅菌すること（オートクレーブによる滅菌はオートクレーブバック等を使用し、121℃以上の湿熱に20分以上作用させる。容器間に十分な隙間を作り、湿熱を十分菌に作用させること） オートクレーブで滅菌したものは他のものと区別し非感染性培地類用ポリ袋に厳重に包装し、更に使用した微生物等がわかるように別途定めた産業廃棄物搬出票等に明記し、搬出票の4辺をテープにてポリ袋に張り付けて出すこと	指定された集積場
実験系紙布類（有害でないもの）	実験で使用したキムワイプ等の紙類、雑巾等の布類等可燃ごみ	汚泥等が付着しているろ紙等の紙布類等や水銀などの有害物が付着しているものはG：定期回収しない産業廃棄物汚泥類又は水銀付着物とする 排出者、排出物が確認できるものを添付すること	指定された集積場

G：定期回収しない産業廃棄物

分類	内容物	注意事項	排出ごみ箱
実験系ガラス（有害）	有害化学物質等付着のビーカー、フラスコ、薬品ビン、化学物質が付着しているシリカ等	水銀は付着していないこと 付着している化学物質及びおおよその量がわかること	産業廃棄物の委託に関する手順参照
実験系廃プラ（有害）	有害化学物質等付着のポリビーカー、ポリピペット、薬品容器（プラ製）等	水銀は付着していないこと 付着している化学物質及びおおよその量がわかること	産業廃棄物の委託に関する手順参照
実験系金属（有害）	有害化学物質等が付着している金属製器具類等	水銀は付着していないこと 付着している化学物質及びおおよその量がわかること	産業廃棄物の委託に関する手順参照
汚泥（スラッジ）（環境保全センター収集以外）	化学物質を含む汚泥、化学物質が付着している活性炭等	水銀は付着していないこと 付着している化学物質及びおおよその量がわかること	産業廃棄物の委託に関する手順参照
汚泥（スラッジ）（環境保全センター収集分）	廃液の前処理等により発生した汚泥類（重金属類の水酸化物、フッ化カルシウム等）及び実験で、重金属など無機系有害物を含む	環境保全センターの廃棄物の分類に従い分類する。	化学物質管理システムより環境保全センターへ依頼

	む汚泥類（沈殿物，スラッジなど），有機系有害物を含む汚泥類（沈殿物，スラッジなど），ろ過等に使用した紙類を含む。		
廃薬品（環境保全センター収集以外）	不要になった化学物質（廃薬品，廃試薬）	内容物と量が判っていること	産業廃棄物の委託に関する手順参照
内容不明物	内容物が判らない薬品容器又は廃液容器	内容物の分析が必要	所属部局等の委託担当者に連絡
水銀含有物質	水銀が付着したガラス類・プラ類・金属容器類など水銀が付着している実験器具等，水銀を含む汚泥類・紙布類，廃水銀試薬類，水銀温度計，水銀マンノメーター，水銀血圧計等	環境保全センターの廃棄物の分類に従い分類する。	化学物質管理システムより環境保全センターへ依頼

産業廃棄物の委託に関する手順（職員用）

- (1) 排出者は外部委託処理をしようとする廃棄物について必要事項を所属部局等の委託担当者に連絡する。
- (2) 委託担当者は，前号の記載事項を確認し，また必要に応じて当該廃棄物を確認し，真に外部委託処理が適当であるかを判断する。特別管理産業廃棄物にあつては当該地区等の特別管理産業廃棄物管理責任者の確認を要する。判断が困難な場合には施設部施設企画課施設運営係等と相談する。
- (3) 委託担当者は，施設部施設企画課施設運営係（附属病院にあつては担当係）と相談し，当該廃棄物の外部委託処理を受託できる業者がいるかどうかを調べる。
- (4) 委託担当者は，施設部施設企画課施設運営係（附属病院にあつては担当係）に必要事項を記入し，業務委託ファクスにより通知する。
- (5) 委託業者の選定と契約は施設部において行う。
- (6) 契約担当者は，地区等が属する都道府県知事又は市町村の許可を有する廃棄物の収集運搬業者及び処分業者（以下「委託処理業者」という。）とそれぞれ契約を締結しなければならない。
- (7) 契約等担当者は，選定の際，選定の対象となる業者の許可書及び処理施設能力等を必ず確認しなければならない。
- (8) 廃棄物を委託処理業者に引き渡すときは，当該廃棄物を搬出した責任者及び委託担当者が必ず立ち会い，運搬を委託した業者の確認（車両のドア部分の表示等）と，運搬の途中で廃棄物が飛散又は流出するおそれがないかを確認しなければならない。その際，廃棄物の種類に従い，搬出した責任者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）を作成し，当該委託処理業者に交付しなければならない。
- (9) 産業廃棄物管理票は施設部施設企画課施設運営係にて保管する。
- (10) 契約等担当者及び廃棄物責任者，委託担当者は委託する廃棄物の処理が適正に行われるかどうか及び委託した廃棄物の処理が適正に行われたかを書面，現地確認等にて確認しなければならない。
- (11) 契約担当者は，外部委託処理に係る産業廃棄物管理票，契約書及び伝票は年度ごと取りまとめの上，5年間保存されなければならない。
- (12) 契約等担当者又は廃棄物責任者，特別管理産業廃棄物管理責任者，委託担当者は，次のいずれかに該当する場合は，当該委託処理業者に対して調査及び確認を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。
 - 委託処理業者から産業廃棄物管理票が指定日数以内に返却されない場合
 - 委託した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物が適正に処理されていないと判断される場合

産業廃棄物搬出票

廃棄物の分類（いずれか1つを○で囲む）	
実験系廃プラ	実験系ガラス類
実験系金属類	発泡スチロール
実験系紙布類	
有害物は付着していません	
主な内容物	

排出年月日	年 月 日
部局等名 (学域, 学類, センター名等)	
研究室名等	
管理者氏名	

※産業廃棄物の分類中、「排出物を確認できるもの」等の添付票について、現在、上票と同等の記載がある票を使用している場合は、現在のものを使用しても差し支えない。

産業廃棄物搬出票（感染性廃棄物等用）

廃棄物の分類（いずれか1つを○で囲む）	
感染性廃棄物	動物残渣
主な内容物	

排出年月日	年 月 日
部局等名 (学域, 学類, センター名等)	
研究室名等	
管理者氏名	

※産業廃棄物の分類中、「排出物を確認できるもの」等の添付票について、現在、上票と同等の記載がある票を使用している場合は、現在のものを使用しても差し支えない。

産業廃棄物搬出票（非感染性培地用）

培地類（非感染性）	
オートクレーブ滅菌済みです	
主な内容物 （ガラス・プラスチックシャーレ等 が混在しているときは明記のこと）	
使用した非感染性細菌類名	

排出年月日	年 月 日
部局等名 （学域、学類、センター名等）	
研究室名等	
管理者氏名	

※産業廃棄物の分類中、「排出物を確認できるもの」等の添付票について、現在、上票と同等の記載がある票を使用している場合は、現在のものを使用しても差し支えない。

※非感染性培地類用ポリ袋について、業務用の低密度ポリエチレン製ポリ袋で厚さ 0.05mm、大きさ 650×800mm（45L）、色はブルーとする。

(参 考)



【 感染性廃棄物専用容器 】